

花巻市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>20 北上川築堤整備について                      (5) 北上川右岸の宮野目地区築堤整備事業の促進について                      (5) 北上川右岸の宮野目地区築堤整備事業の促進について                      一級河川北上川の釜石自動車道北上川橋付近から下流の右岸約2.0km区間においては、無堤防のため、田畑の冠水災害の常襲地域となっており、カスリン台風規模の洪水では、多くの家屋等の浸水被害が想定されます。                      つきましては、無堤防箇所等の早期の堤防整備について国へ要請していただきますよう要望いたします。</p>	<p>無堤防区間が多い北上川中流部（概ね紫波町～奥州市）の区間においては、平成14年7月洪水及び平成19年9月洪水に伴い、家屋の床上浸水を含む甚大な被害を受けています。                      国では、中流部緊急治水対策事業として、まずは住家への浸水被害の軽減を図ることを優先して進めることとしており、当該地区については他地区の進捗を見ながら対応すると聞いています。                      北上川の治水対策は県としても重要な課題であり、国に対し整備促進の要望を行ってまいります。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B</p>
<p>20 北上川築堤整備について                      (6) 北上川右岸の花巻堤防の強化について                      (6) 北上川右岸の花巻堤防の強化について                      一級河川北上川の朝日橋付近右岸側の堤防は、側帯や桜づつみにより強化された堤防ですが、その堤内地は、住宅、商店、事務所等が密集している中心市街地です。                      しかし、近年、全国各地で局地的な降雨による洪水が発生し、堤防が決壊する事例も多く発生しておりますことから、市民の安全安心な生活を確保するため、河川整備基本方針で計画している規模の洪水に耐えうる堤防として、更なる強化を講じていただきますよう国へ要請していただきますよう要望いたします。</p>	<p>花巻堤防については、国による「堤防浸透に関する詳細点検結果」では、安全性は基準値以上となっており、質的強化整備が不要な堤防となっていると聞いています。                      なお、側帯整備より以前に漏水実績（S56.8）があることから重要水防箇所に位置づけており、今後も監視していくと聞いています。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B</p>
<p>21 浄化槽設置整備事業（個人設置型）の補助率拡充について                      現在本市では、一般住宅については、市町村設置型浄化槽と一部、個人設置型浄化槽で整備を行っており、事業所等については、個人設置型浄化槽で整備を行っておりますが、依然として普及が進まない現状であることから、浄化槽整備区域においては、個人設置型浄化槽で整備を行うこと及び嵩上げ補助の増額について検討しているところであります。                      また、平成26年1月に示された国の新下水道ビジョンでは、汚水処理施設の整備は今後10年で概ね完了を目指すとしており、本市において個人設置型浄化槽による整備を推進する場合、本市の財政的負担が増大することとなります。                      つきましては、健全な水循環に資する浄化槽の整備促進及び設置者の負担軽減を図るため補助率を拡充するよう要望します。                      また、浄化槽設置者及び地方自治体の負担軽減を図るため、現在の補助制度の見直しについて国に要請していただきますよう要望いたします。</p>	<p>個人設置型浄化槽に対する県費補助の拡充については、県の財政状況が非常に厳しい状況ではありますが、引き続き現行制度での予算確保に努めてまいります。                      国の助成制度に対する見直しについては、これまでも補助率の拡充等を要望してきたところですが、実現に至っておらず、国においては助成制度の見直しは難しい状況です。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C</p>

花巻市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>22 生活困窮者自立支援事業の補助率について</p> <p>生活困窮者自立支援制度については、本市において、平成25年10月から「生活困窮者自立支援促進モデル事業」に取り組み、平成27年4月の「生活困窮者自立支援法」の施行とともに「生活困窮者自立支援事業」を実施しているところであります。</p> <p>国の制度としては、必須事業である「自立相談支援事業」「住居確保給付金の支給」、また任意事業として「就労準備支援事業」「一時生活支援事業」「家計相談支援事業」及び「学習支援事業」等があり、必須事業の国庫負担率が3/4である一方、任意事業の国庫補助率は1/2、2/3となっております。</p> <p>本市においては、任意事業として「就労準備支援事業」及び「家計相談支援事業」を実施しており、平成28年度から新規に「学習支援事業」にも取り組むこととしております。</p> <p>生活保護に至る前の自立支援の強化を図るためには、任意事業の取り組みが重要であることから、任意事業の国庫補助率についても、現行の必須事業の国庫負担率3/4と同じように、引き上げていただくよう、国へ要請していただきますよう要望いたします。</p>	<p>生活困窮者に対する包括的な支援体制の充実を図るためには、必須事業と同様に任意事業への取組が重要であると認識しており、県としても、先行して実施している取組事例の紹介等を通じて各市において各任意事業の取組が進むよう働きかけるとともに、県が所管する町村部においては、地域の実情等を踏まえながら各任意事業の実施の必要性について検討しているところです。</p> <p>任意事業の国庫補助率については、生活困窮者自立支援法で規定されているところですが、補助率の引上げに係る国への要請については、今後、県内各自治体の任意事業の実施状況や他県の動向等も踏まえながら検討していきます。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>C</p>
<p>23 65歳以上の高齢障がい者が障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合の利用者負担軽減について</p> <p>現在、65歳以上の障がい者の公的福祉サービスについては、原則、介護保険法による給付が優先されることとなっており、高齢障がい者が介護サービス利用に移行した際には、新たに介護保険制度の利用者負担（1割）が生じることとなります。</p> <p>本年6月3日に改正障害者総合支援法が公布され、65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた一定の高齢障がい者に対し、平成30年4月1日から介護保険サービスの利用者負担を軽減（償還）する仕組みが障害福祉制度の中に設けられることとなりますが、その軽減の対象者としては、一定以上の障害支援区分や低所得者等の要件が示されており、利用者負担が増加する全ての高齢障がい者が対象とはなっていないところであります。</p> <p>高齢障がい者の方々が、円滑に介護保険サービスに移行するためには更なる障害福祉制度の充実が必要であり、今後、低所得者のみならず全ての高齢障がい者の利用者負担が軽減される制度へと拡充していただくよう国へ要請していただきますよう要望いたします。</p>	<p>介護保険サービスの利用者負担軽減（償還）の対象となる高齢障がい者の要件については、今後政令で定めるとされていることから、動向を注視するとともに、国への要請につきましては、一般高齢者との公平性や介護保険制度の利用者負担のあり方を勘案したうえで検討していきます。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>C</p>

花巻市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>24 国民健康保険に対する財政支援について                      (1) 医療費の増加に伴う医療給付費の負担増に対する財政支援としての特別調整交付金について                      (1) 医療費の増加に伴う医療給付費の負担増に対する財政支援としての特別調整交付金について                      東日本大震災津波の影響により、国保保険者の財政状況が悪化したことから、平成24年度から、特定被災区域の保険者（市町村）に対して、「医療費の増加に伴う医療給付費の負担増」に対する財政支援（平成25年から実施している岩手、宮城及び福島県の被災3県の保険者に対する拡大分を含む）として、一定の基準に該当する場合、国の特別調整交付金として平成27年度まで交付されてきました。                      しかしながら、被災者の生活再建は道半ばであり、引き続き支援していく必要があることから、平成28年度以降も実施されるよう、国へ要請していただきますよう要望いたします</p>	<p>平成24年度から特定被災区域の保険者（市町村）に対して実施している、「医療費の増加に伴う医療給付費の負担増に対する財政支援」（平成25年度から実施している岩手、宮城及び福島県の被災3県の保険者に対する拡大分を含む。）及び平成25年度から被災3県に対して実施している、「前期高齢者交付金の減少に伴う財政負担増に対する財政支援」の継続については、平成27年度から引き続き国に要望しています。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B</p>
<p>24国民健康保険に対する財政支援について                      (2) 国民健康保険法の改正に伴う市町村負担について                      (2) 国民健康保険法の改正に伴う市町村負担について                      平成27年5月の国民健康保険法の改正により、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村とともに国保を運営することとなりました。                      つきましては、新たな制度の発足に伴って発生・波及するシステム経費等については、市町村負担を求めるとの必要額を確実に確保することを国へ要請していただきますよう要望いたします。</p>	<p>新たな国保制度に対応した国保保険者標準事務処理システムの導入に係る経費については、国民健康保険制度関係業務準備補助金により国が財政支援を行うこととしており、平成29年度における財政支援の内容については、市町村に対する事前アンケートなどを踏まえて、検討することとされています。                      新たな国保制度に対応するシステム経費等については、市町村負担が生じないよう国が必要な額を確実に確保することについては、国の検討状況も踏まえ、必要に応じて国に要望していきます。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>C</p>
<p>25 県立花巻厚生病院跡地の譲渡について                      県立花巻厚生病院跡地については、県医療局のご配慮により昨年8月から来年1月までの工期で解体及び土壌汚染対策工事が実施されております。                      同跡地は市内の中心部にある利便性の高い土地であることから、民間の二次救急病院である総合花巻病院の移転整備先として検討しており、本年6月1日に策定した花巻市立地適正化計画の都市機能誘導区域に指定し、当該病院を核とした街づくりを進めようとしているところです。                      市といたしましても、同跡地を取得し、当該病院の移転整備を支援していくことで、中心市街地の活性化及び地域医療の体制確保を進めていく所存でありますことから、解体等の工事が完了次第、同跡地を適正な価格で譲渡いただきますよう要望いたします。</p>	<p>旧花巻厚生病院跡地については、花巻市への売却を前提に建物解体等工事を行い、平成29年1月に工事が完了したところです。譲渡価格については、不動産鑑定評価額等を参考にしながら、市と協議を行い、平成29年1月に協議が整ったところです。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>A</p>

花巻市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>26 医師確保について</p> <p>当市においては、総合花巻病院や花巻温泉病院といった民間病院が病院群輪番制に参加し、救急医療をはじめとした地域医療の中核的な役割を担っております。また、それらの病院に対する当市の支援に対して公立病院に準じた病院として総務省から特別交付税措置が講じられるなど、公益性が認められた病院であります。しかしながら、いずれの病院においても医師の確保に難儀し、救急医療体制の維持確保に影響を及ぼしかねない状況にありますことから、医師の絶対的な不足を解消するため、特段の措置を講じていただきまよう要望いたします。</p> <p>また、岩手県には医師養成の奨学金として3つの制度（市町村医師養成修学資金、医療局医師奨学資金、岩手県医師修学資金）があり、市町村医師養成修学資金には、当市も毎年多額の負担をしておりますが、これら養成医師の配置先は、県立あるいは市町村立といった公立病院と済生会病院等に限られ、当市にある民間病院は地域医療の担い手としての役割を持っているものの、配置対象となっておりません。</p> <p>このようなことから、配置先に地域医療の中核的な役割を担い、かつ、公益性の高い民間病院を加えるなどの制度改正を行い、地域の実情に応じた運用をされるよう要望いたします。</p>	<p>各地域において、公的医療機関と民間医療機関がそれぞれの役割分担と連携の下に地域医療を担っており、そうした中で、多くの民間医療機関が救急医療など政策医療を行っていることは承知しています。</p> <p>一方、公的医療機関は、医療法に基づき、採算性等の面から民間医療機関による提供が困難な地域医療を提供する役割を担っており、それぞれの奨学金制度は、公的医療機関の医師確保を目的として創設したものであります。</p> <p>公的医療機関が地域医療に大きな役割を担っている本県としては、まずは公的医療機関に医師を配置し、民間の医療機関とも連携しながら、広域的な医療提供体制を充実することが県民の安心につながるものと認識しています。</p> <p>今後、奨学金制度を運用する中で、市町村の意見を踏まえ、制度の運営主体である岩手県国民健康保険団体連合会から義務履行施設の拡大などの意見が出された際には、県全体の医療提供体制を十分に考慮したうえで、奨学金養成医師配置調整会議において検討することになります。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>C</p>

花巻市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>27 早池峰山登山者受け入れに係る安全確保と環境保全について</p> <p>(1) 登山道の整備について                      高齢登山者の安全確保と登山道外歩行から高山植物を保護するため、登山道の整備を要望します。</p> <p>①河原の坊ルート（河原の坊登山口→山頂）                      本年5月に発生した山腹崩落に伴い通行禁止措置が継続していることから、早急な登山道の再整備を要望します。</p> <p>②小田越ルート（小田越登山口→山頂）                      河原の坊ルートの通行禁止措置に伴い、今後登山者の集中が想定されます。登山者がコースから外れて高山植物等に影響を与える懸念があることから、早急にコースを整備するとともに、利用環境に優れ、かつ自然環境に配慮したバイオトイレを登山口へ新設するよう要望します。</p> <p>③縦走ルート（早池峰山→中岳→鶏頭山(けいとうさん)）河原の坊ルートの通行禁止措置に伴い、登山者が増えることが想定されます。延長が長く、登山者の安全確保のため、案内表示や番号札の更新対策等、コース全体の早急な整備を要望します。</p> <p>(2) 山頂避難小屋の整備について                      登山中、唯一の避難小屋である山頂避難小屋は老朽化が進んでいることから、登山者の安全確保のため早急に改築するとともに、登山環境の向上のため、バイオトイレの新設を要望します。</p>	<p>河原の坊ルートについては、平成28年5月に8合目付近で発生した斜面崩落により現在通行禁止措置がとられ開通の目処が立たない状況にあります。</p> <p>このことから、小田越ルートについては、登山者の増加が見込まれることから、登山口に仮設トイレを4基増設するなどの対応を実施しました。</p> <p>また、県は、平成28年6月に現地目視調査を、7月には地盤工学の専門分野の有識者による調査を行っており、今後、開通に向けての検討協議会の設置などの対応を予定しています。</p> <p>なお、早池峰国定公園内の施設等整備は、自然環境整備交付金事業により平成25年度から平成29年度の5カ年の整備計画に基づき実施しています。</p> <p>したがって、要望のあった登山道の安全確保や登山口トイレ等自然環境保護に係る整備及び山頂避難小屋の改修等については、その内容を精査、検討のうえ次期5カ年整備計画に反映していく予定です。</p> <p>おって、山頂バイオトイレの新設については、早池峰地域保全対策事業推進協議会が平成24年度に汲取式トイレから携帯トイレへ移行する方針を出し、平成26年度から完全移行しているところです。このため、今後の当該協議会における協議状況等を踏まえ、対応について検討していきます。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B</p>
<p>28 北上川水系猿ヶ石川の東和町地内の築堤整備の促進及び田瀬ダム放流量の確保について</p> <p>(1) 北上川水系猿ヶ石川の東和町地内の築堤整備の促進について                      猿ヶ石川右岸の東和町安俵地区と同左岸の南成島地区は無堤地区であり、近年の多発するゲリラ豪雨により河川への出水が頻発し、支流中小河川との合流点においては水位が上昇し農地等の冠水被害が発生しております。</p> <p>また、天然河岸のため浸食も著しい状況で築堤等の整備が必要であります。</p> <p>つきましては、安俵地区約1.0km、南成島地区約0.5kmの無堤地区の築堤整備の計画並びに事業着手について、国へ要請していただきますよう要望いたします。</p> <p>(2) 田瀬ダムからの放流量の確保について                      猿ヶ石川上流には国直轄の田瀬ダムがあり、洪水防止、灌がい用水や水力発電など多くの人々や自然・生物の営みに多大に寄与されております。</p> <p>田瀬ダムは多目的ダムゆえに貯水量の確保等で非放流時期があったため、渇水により藻類の繁茂などで水質の悪化が見られ魚類の生息に支障をきたしていたことから、7月から9月までの間は弾力的管理試験として一定量の放流を実施していただいておりますが、魚類の産卵期である5月から6月においては、河川が無水状態であり、その生態への支障が大いに懸念されています。</p> <p>つきましては、河川環境の改善促進のため、田瀬ダムの試験放流の通年実施について、国へ要請していただきますよう要望いたします。</p>	<p>北上川水系猿ヶ石川の東和町地内の築堤整備の促進については、猿ヶ石川右岸の東和町安俵地区と同左岸の南成島地区は無堤となっているため、猿ヶ石川の水位上昇に伴い農地へ浸水する被害が発生しているものです。</p> <p>国では治水対策事業として、まずは住家への浸水被害の軽減を図ることを優先して進めることとしており、当該地区については今後、事業の必要性について検討していくと聞いています。</p> <p>県としても治水対策は重要な課題であり、国に対し整備促進の要望を行っていきます。</p> <p>田瀬ダムからの通年放流による河川環境の改善促進については、県としても魚類等の生息環境の保全に積極的に取り組むこととしていることから、田瀬ダムの試験放流を通年で実施することについて、国に対し検討するよう要望を行っていきます。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B</p>

花巻市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>29 滝川の河川改修整備の促進について 東和町砂子地区を流れる一級河川滝川は、北上川水系毒沢川の支流であり、毒沢川合流部からの約1.1kmは河川改修が終了しているものの、上流部は未改修のため出水により河岸が被災し、部分的・点的に災害復旧事業で被災箇所を復旧している状況です。 また、近年の局地的な豪雨による出水時は河川断面が小さいことから、溢水して農地に冠水被害を及ぼすなど河川改修整備が必要であります。 つきましては、滝川の未改修区間1.7kmの河川改修整備について、早期に計画に掲載し事業着手されるよう要望いたします。</p>	<p>県内の河川改修事業については、近年の洪水により家屋の浸水被害が発生した箇所を優先的に進めているものであり、ご要望の箇所については、周辺の土地利用状況などを踏まえ、県全体の治水対策の中で緊急性、重要性を勘案しながら事業化の時期を検討していきます。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C</p>
<p>30 校舎等の危険改築に係る財政措置の堅持について 公立学校施設については、老朽化の現状を踏まえ、各自治体において計画的に耐震化事業が進められているところであり、当市におきましても、本年度現在、耐震化が完了していない学校は、湯口中学校と大迫中学校の2校を残すのみとなっております。 しかしながら、全国の学校施設の耐震化率が98%に進展している現状を受け、今後、さらに国の予算が縮小され、校舎の危険改築はもとより、一体的な整備を要する屋内体育施設やグラウンド等について、各自治体の負担が増すのではないかと危惧されております。 このような状況を踏まえまして、早期に児童生徒の安全と良好な学習環境の確保を図るため、湯口中学校の危険改築に伴う屋外環境整備と、大迫中学校の屋内体育館の改築事業に係る事業採択について、国に対し強く要請していただきますよう要望いたします。</p>	<p>学校施設は、次代を担う児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、災害発生時には避難所としての役割を果たす重要な施設であることから、施設の耐震化や老朽化に対応した的確な整備を行うことにより、児童生徒の安全安心の確保や教育環境の充実を図ることが極めて重要であると認識しています。 平成29年度の国の公立学校施設整備事業に関する当初予算案の額は、全国の市町村が計画している事業規模に必要とされる額を大きく下回っている状況となっており、計画的な整備に著しい支障が生じると見込まれることから、各市町村が計画している全ての事業が計画通り円滑かつ確実に実施できる十分な予算額を確保するよう、引き続き、全国の都道府県とも連携し、国に対して強く要望していきます。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>中部教育事務所</p>	<p>B</p>
<p>31 県立高等学校の再編について 平成27年4月20日に改訂された、「今後の高等学校教育の基本的方向」に基づく実施計画として、「新たな県立高等学校再編計画」が平成28年3月29日策定されたところであり、花巻市に設置されている県立高等学校のうち、大迫高等学校、花巻南高等学校、花北青雲高等学校の3校が再編の対象となっています。 このうち、大迫高等学校につきましては、「直近の入学者が2年連続して20人以下となった場合には、原則として翌年度から募集停止とし、統合」、また、花巻南高等学校は、「平成31年度学系見直し」、花北青雲高等学校は、「平成32年度学科改編」を行い、それぞれ1学級を減ずるとの方針が示されたところであります。 しかしながら、本計画の策定に当たり開催された地域検討会議において、多くの委員の意見として述べられていたように、高等学校教育の機会均等を堅持することは、本県の将来を担う人材の育成という観点から、極めて重要であります。 このことから、本計画において、再編の対象とされた、大迫高等学校、花巻南高等学校及び花北青雲高等学校につきましては、志願者数の動向等の状況変化に柔軟に対応するとともに、学校をはじめPTAや同窓会等の関係者、今後高校に入学する小中学生とその保護者、地域等の意見を十分聴き取り、慎重に進められるよう、特段のご配慮を要望いたします。</p>	<p>「新たな県立高等学校再編計画」においては、望ましい学校規模の確保による教育の質の保証と、教育の機会の保障を大きな柱として、地域の高校をできる限り存続させることを基本的な考え方としています。 生徒減に対応するため、学級数調整が必要であり、学科改編、学級減等については、原則として再編計画に基づき実施しますが、「ブロック内の中学校卒業予定者数や、各校の定員充足状況等に大きな変化があった場合には、実施時期等の変更も検討」と、直近の状況も考慮することとしています。 また、本県の地理的条件を考慮し、地域における教育の機会を保障するために1学年1学級を最低規模としていますが、高校における生徒の発達段階を考えると、少なくとも1学級20人を超える人数が必要と考え基準を設けたところです。生徒数がこの規模を下回る事が予想される際には、地域との意見交換を行う等、丁寧に対応していきます。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>中部教育事務所</p>	<p>B</p>